

## 商標権の譲渡行為と詐害行為 : 最判平13.11.16(金 法1670号63頁)

七戸, 克彦  
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/12477>

---

出版情報 : 企業法務判例ケーススタディ300, pp.404-410, 2007-11-06. Kinzai institute for financial affairs, inc.

バージョン :

権利関係 :

最判平13.11.16（金法1670号63頁）

## 1 判決のポイント

**論点** 商標権の譲渡行為が詐害行為として取り消された場合に、受益者が第三者から支払を受けた当該商標権の使用許諾料相当額を不当利得として債権者が債務者に代位して返還請求することの可否。

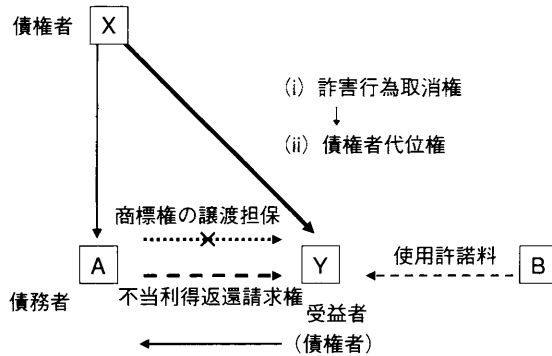
**結論** 詐害行為の取消しの効果は相対的であるから、債権者・受益者間の訴訟において商標権の譲渡行為が詐害行為として取り消された場合でも、受益者が第三者から支払を受けた当該商標権の使用許諾料は、債務者との関係では法律上の原因がないとはいえず、債務者は受益者に対して不当利得返還請求権を有しない。

## 2 事実関係と判決の概要

### ◆ 事実関係の概要（当事者関係図参照）

- ① A社は、ソフトウェアの著作権の使用許諾等を営業目的とする会社である。
- ② X（原告・控訴人・被上告人）は、平成3年3月、A社が銀行に対して負っていた債務をA社の保証人として代位弁済した結果、A社に対して求償債権を有するに至った。
- ③ A社は、平成8年1月以降、債務超過の状態に陥った。
- ④ A社は、平成8年8月、A社に対して債権を有するY社（被告・被控訴人・上告人）との間で、A社の唯一の資産である商標権を債務の担保として譲渡することを合意した。

【当事者関係図】



- ⑤ A社は、平成8年9月、事実上倒産した。
- ⑥ Y社は、平成8年10月、本件商標権の移転登録を申請し、同年12月、移転登録を受けた。
- ⑦ Y社は、翌平成9年1月、B社との間で本件商標権の使用許諾契約を締結し、同年7月から平成11年8月までの間に、B社から2200万円の使用許諾料の支払を受けた。
- ⑧ そこで、Xは、Yに対して、AのYに対する担保としての商標権の譲渡につき、(i)詐害行為取消権に基づいて同行為の取消しを求めるとともに、(ii)債権者代位権に基づいて使用許諾料相当額の内金支払を求めて、本件訴訟を提起した。第1審は、(i)本件商標権の譲渡は他の債権者を害する行為に当たらないとしてXの請求を棄却したが、原審は、(i)Aが本件商標権をYに譲渡する行為はAが特定の債権者のために唯一の資産を譲渡担保に供したもので詐害行為に当たるとして取消請求を認容し、その結果、(ii)YがBから本件商標権の使用許諾料として得た金員は法律上の原因を欠くことになるとして、XによるAのYに対する不当利得返還請求権の代位行使を認容したため、Yが上告。

◆ 判決の概要

原審の上記説示のうち(ii)の判断は是認することができないとして、破棄差

戻し。その理由は、次のとおりである。

「詐害行為の取消しの効果は相対的であり、取消訴訟の当事者である債権者と受益者との間においてのみ当該法律行為を無効とするに止まり、債務者との関係では当該法律行為は依然として有効に存在するのであって、当該法律行為が詐害行為として取り消された場合であっても、債務者は、受益者に対して、当該法律行為によって目的財産が受益者に移転していることを否定することはできない。

そうすると、Y が本件商標権の使用許諾契約を締結して、B から支払を受けた使用許諾料は、A との関係で法律上原因がないとはいえない」。

「以上のとおり、A は Y に対して不当利得返還請求権を有しないのであるから、X の債権者代位権に基づく商標権使用許諾料相当額の支払請求を認容した原審の判断には、民法424条、425条の解釈適用を誤った違法があるといわざるを得ない」(注1)。

### 3 学説と関連判例

#### (1) 詐害行為取消しの効果の相対性

ア 詐害行為取消権(民法424条)の法的性質に関しては、形成権説(詐害行為取消権を、もっぱら法律行為の取消しを目的とする制度と解する見解)、請求権説(詐害行為取消権を、債権者に対して逸出財産の返還請求権を付与する制度と解する見解)、折衷説(詐害行為の取消しを目的とする形成権と逸出財産の取戻しを目的とする請求権の合した権利と解する見解)の対立が存するが、判例は、早期から、折衷説に立っている(注2)。

一方、判例は、当初、詐害行為取消訴訟は債務者・受益者・転得者全員を被告とする必要的共同訴訟であるとして、取消しの効果を関係者全員に及ぼす立場に立っていたが(注3)、その後、この立場は、上記性質論に関する折衷説を前提に、受益者または転得者のみを被告として訴えを提起すれば足り、判決効は当該被告との間にしか及ばないとする立場(相対的取消構成)に変更され、その後、今日に至るまで、判例は一貫してこの立場を維持している(注4)。

イ これに対して、学説（注5）においては、かつては、詐害行為取消権の性質に関する形成権説や請求権説を前提に、上記判例の相対的取消構成を批判する見解も存在したが、その後は、判例と同様、性質論に関する折衷説を前提に、当事者論および効果論につき相対的取消構成をとる見解が、次第に通説化していった。

だが、法的性質論に関する責任説・訴権説といった新しい考え方は、詐害行為取消訴訟は、責任訴訟（執行忍容訴訟）であるとする。すなわち、あたかも担保権者が物上保証人の財産に対して担保権の実行をしてきた場合、物上保証人がこれを忍容しなければならないのと同様（債務なき責任）、詐害行為取消権を、債権者が、債務者に対して有する債権の満足を得るために、受益者ないし転得者の許にある財産に対して直接強制執行をすることのできる権利と理解するのである。このような理解に立った場合には、詐害行為取消訴訟の相手方は、もっぱら物上保証人たる地位に立つところの受益者ないし転得者となる（債務者は被告適格を有しない）一方、詐害行為取消しの効果は、物上保証人に対する担保権実行の効果と同様の意味において、対世効を有することになる。

## (2) 使用許諾料相当額の不当利得返還請求権の代位行使

ア 詐害行為取消権に関する判例・通説の相対的取消構成に立った場合、本件債権者 X と受益者 Y の間の詐害行為取消訴訟の効力は、債務者 A には及ばず、A・Y 間の商標権の譲渡（譲渡担保）は、A・Y 間においては有効と評価されることから、Y の B からのライセンス料の受領についても、A・Y 間においては「法律上の原因」があることとなる結果、A は、Y に対して、ライセンス料相当額の不当利得返還請求権を有しない。

一方、本件 X のライセンス料相当額の支払請求は、X の A に対する貸金債権を被保全債権とし、A の Y に対する不当利得返還請求権を代位の対象権利とする、債権者代位権（民法423条）に基づくものであるが、債権者代位権に関する判例理論によれば、①第三債務者は、債務者に対して有するすべての抗弁を、代位債権者に対して主張できるから（注6）、本件 Y も、上記ライセンス料の受領は A との関係において不当利得とならな

い旨の抗弁を、X に対して主張できる。他方、②第三債務者の抗弁に対して、代位債権者の提出することのできる再抗弁も、債務者自身が主張することのできる再抗弁事由に限定され、債務者と関係のない、代位債権者の独自の事情に基づく抗弁を提出することはできない（注7）。

それゆえ、以上のような詐害行為取消権ならびに債権者代位権に関する判例理論からすれば、本判決が、X の Y に対するライセンス料相当額の支払請求を排斥したのは、当然の帰結ともいえる。

イ しかしながら、第一に、詐害行為取消権に関していえば、判例は、取消権行使による返還義務の対象が金銭・動産である場合には、債権者は直接自己に対する支払・引渡しを求めことができるとし、そして、その根拠もまた、上記相対的取消構成に求められている（注8）。したがって、もし本件 X が、債権者代位権ではなくして、詐害行為取消権に基づく直接の返還請求を主張していたならば、それが認容される余地も存在した。

なお、詐害行為取消権の法的性質につき責任説・訴権説に立った場合には、詐害行為取消制度は、物上保証人と同様の地位に立つ受益者 Y の財産に対して直接強制執行を行う制度と理解されるから、債権者 X への直接の返還請求は当然に認められる。

ウ 第二に、債権者代位権との関係でも、①第三債務者の抗弁・②代位債権者の再抗弁を限定的に解する上記判例理論に対しては、固有の①抗弁事由・②再抗弁事由を認めるべきとの見解も主張されている。この見解に立った場合には、第三債務者 Y による相対的取消しの抗弁に対して、債権者 X の権利濫用等の再抗弁が認められる余地もあり、そして、ここにいる権利濫用とは、Y が詐害行為の受益者であることを内容とするから、結局、それは、上記詐害行為取消権に基づく直接請求と同様となって、法律構成の違いによる結論の不整合が回避できることとなる。

エ 第三に、不当利得との関係でいえば、本件評釈のなかには、本件ライセンス料に限っていえば、詐害行為取消しの効果の相対性を論じなくても、そもそも不当利得に当たらないとして処理すれば足りたとする見解も存する。詐害行為取消しの結果、受益者・転得者が負う返還義務の範囲——と

りわけ法定果実や使用利益が返還の対象となるか——に関しては、これを明確に論じた判例はなく、学説の議論も未成熟である。しかも、特に本件商標権のライセンス料に関していえば、それは商標権の取得者 Y による積極的な営業努力の結果であって、これを詐害行為により取得した不動産から得た賃料収入や自己使用と同視することはできないようにもみえる（注9）。このような理解に立った場合には、上記詐害行為取消しの効果に関する相対的構成をとらなくても、少なくとも本件商標権のライセンス料に限っていえば、A には不当利得の要件である「損失」がない、あるいは A の商標権譲渡という損失と Y のライセンス料取得という利得の間には「因果関係」がないとの理由で、X の請求を排斥する法律構成もありえただろう。

#### 4 企業法務における本判決の意義

本判決の理論構成に従った場合には、たとえ詐害行為取消しが認められたとしても、取消しまでに受益者・転得者が得たライセンス料については、債権者の手の届かないものとなる。したがって、本件 A 社のような商標権のみが主要資産である IT 関係企業等と間で取引を行う際には、あらかじめ重要な商標権を担保にとっておくか、あるいはライセンス料債権につき将来債権譲渡担保の設定を受けておくといった予防手段が必要となってこよう（注10）。

#### 5 発展問題

X は、Y に対して、商標権譲渡の全部取消しではなく、自己の債権額の限りでの価格賠償を請求することはできるか。

（注1）〔本件評釈〕田高寛貴・法セ565号108頁、浅井弘章・銀法620号74頁……所収・銀法630号『ダイジェスト金融商事重要判例〔平成15年度版〕』62頁、田倉整・発明100巻11号84頁。

- (注2) 大判明39.9.28 (民録12輯1154頁)、大判明41.11.14 (民録14輯1171頁)。
- (注3) 大判明38.2.10 (民録11輯150頁)。
- (注4) 大連判明44.3.24 (民録17輯117頁) …… [本件評釈] 板木郁郎①『判例百選』12頁、同②『判例百選〔第2版〕』44頁、飯原一乗①『民法判例百選Ⅱ』48頁、同②『同〔第2版〕』44頁、同③『同〔第3版〕』36頁、佐藤岩昭①・新潟22巻4号87頁、同②『民法判例百選Ⅱ〔第4版〕』38頁、同③『同〔第5版〕』36頁、同④『同〔第5版・新法対応補正版〕』36頁、佐藤鉄男『民事訴訟法判例百選Ⅰ〔新法対応補正版〕』94頁、遠藤浩・民研529号14頁・530号27頁、片山直也『判例講義Ⅱ〔増補版〕』53頁、大判大5.11.24 (民録22輯2302頁)、大判大6.3.31 (民録23輯596頁)、大判大6.10.3 (民録23輯1383頁)、大判大8.4.11 (民録25輯808頁)、大判大9.5.29 (民録26輯776頁)、大判大9.12.24 (民録26輯2024頁)、大判大10.6.18 (民録27輯1168頁)、大判昭7.9.15 (民集11巻1841頁)、大判昭11.4.8 (民集15巻709頁)、最判昭37.10.9 (民集16巻10号2070頁・金法329号13頁)、最判昭39.7.10 (民集18巻6号1078頁)、最判昭54.4.6 (民集33巻3号329頁・金法899号37頁)。
- (注5) 学説の詳細に関しては、前掲(注1)(注4)掲記の判例評釈と、そこに引用されている諸文献を参照されたい。
- (注6) たとえば $Y \rightarrow A \rightarrow X$ と不動産が転々譲渡されたが、 $Y \cdot A$ 間の売買が虚偽表示無効であった場合、 $X$ は、たとえ善意であっても、 $A$ が $Y$ に対して有していた移転登記請求権を、代位行使することはできない(大判昭18.12.22民集22巻1263頁)。 $Y \cdot A$ 間の売買が合意解除された場合も同様である(最判昭33.6.14民集12巻9号1449頁)。
- (注7) 最判昭54.3.16 (民集33巻2号270頁・金法895号40頁。第三債務者の相殺の抗弁に対して、代位債権者が権利濫用の再抗弁を提出した事案)。
- (注8) 前掲大判大10.6.18、最判昭39.1.23 (民集18巻1号76頁)。
- (注9) 本判決登載判例集「コメント」(金法1380号24頁・判時1810号58頁)、田高・前掲108頁。
- (注10) 浅井・前掲74頁・〔所収〕62頁。

(七戸克彦)